



改正入管法って？

◆外国人材受け入れ拡大／支援体制の整備急務

ブン子さんは北陸経済研究所の藤貴伸研究員に聞きました。

Q－何が改正されたの。

A－日本に出入国する人を公正に管理するための法律が改正され、4月1日に施行されました。人手不足は深刻な課題です。そのため、これまで医師や教授といった専門性が高い職種に限っていた外国人の就労を、単純労働にも認めることになりました。

Q－具体的に変わった点は。

A－外国人が日本に住むための「在留資格」に「特定技能」が追加されました。「特定技能」には1号と2号の2種類があります。

1号は建設や介護、外食など14業種が対象で、技能試験と日本語能力試験に合格することで取得できます。3年間の技能実習を修了すれば、試験なしでも取得可能となります。在留期間は最長で5年間です。政府は今年度からの5年間で最大34万5150人の受け入れを想定しています。2号は熟練した技能を持つ外国人が対象です。家族の帯同が可能となるほか、在留期間も実質無期限となっています。

Q－県内でも外国人労働者は増えていくかな。

A－在留外国人統計によると、2018年6月時点で富山県には5千人近くの外国人技能実習生がいます。人口当たりの数としては全都道府県で7番目の多さです。今後「特定技能」の在留資格の取得が進んでいくと、県内でも外国人労働者の数は増えていくと考えられます。

Q－課題は何だろう。

A－文化や言語が異なる外国人が日本社会にうまく適応できるかが懸念されています。法改正から4カ月での施行だったため、支援体制の整備が急がれます。「特定技能」での就労では、同じ業種の中で会社を移動することが認められており、賃金が高い都市部に労働者が偏り、地方の人手不足が解消されないのではという不安材料もあるようです。また、技能実習生の劣悪な労働環境の問題が積み残されたまま外国人労働者の受け入れを拡大することを問題視する声も聞かれます。

